

6. Conclusion

The microsimulation model is a model that allows simultaneous, consistent projections over the long run not only of population but also of socioeconomic characteristics including household and family circumstances, health status, employment status and income. This model is almost complete in its projections of household and family circumstances and employment status, but inadequate in terms of health status and income. It does not make projections for characteristics such as education, location of residence and housing situation. Much research has confirmed that these characteristics affect individual behavior including marriage, young people leaving home and people living together with their old parents. It is therefore possible that adding these characteristics will produce even more convincing simulation results. There is also a need to perform simulation, taking into account international migration and whether or not aged people enter care facilities.

For example, it will be possible to perform a variety of simulations by adding information on income including pension benefits. Since income distribution will become apparent, it will become possible to quantitatively measure the situation concerning the increase in the degree of inequality and the redistribution effect of taxes and the social security system. Of course, it will also become possible to control behavior such as marriage and leaving home as well as individual behavior regarding giving birth, or behavior for unmarried young women to compare income levels for parents and potential husbands.

Furthermore, by having a more sophisticated projection for health status, it will be possible to understand the family situation and income situation of families with aged persons requiring nursing care, as well as instituting controls to such aged persons who live together with their children. These projections will also allow a better understanding of the needs of aged persons entering care facilities in the future.

As stated in the introduction, socioeconomic policy simulations are extensively performed using this microsimulation model in Europe, Australia and North America. It would be appreciated if this study can contribute in some small way in considerations of the role and function that the social security policy and tax system should play, as well as in compiling education policy or housing policy.

Acknowledgements

The author would like to thank Yoshiro Matsuda, Fumimasa Hamada, Tetsuo Fukawa, and Akiko Oishi for helpful comments on earlier drafts of this paper. Many thanks also to the staff of the Ministry of Health, Labour and Welfare, who provided me with the micro data of the 2001 Comprehensive Survey of the Living Condition of People on Health and Welfare.

References

- Aoi, K., Okazaki, Y., Fukawa, T., Hanada, K., Inagaki, S. and others, 1986, "*Household Projections Using Integrated Analytical Model for Household Simulation (INAHSIM)*," Life Span Volume 6, Jumyogaku kenkyukai. (in Japanese)
- Cabinet Office ed., 2003, *White Paper on National Life*, Gyosei. (in Japanese)
- Citro, C. and E. Hanushek, 1991, *Improving Information for Social Policy Decisions: The Uses of Microsimulation Modeling, Volume 1*, National Academy Press, Washington.
- Fukawa, T., 1995, "*Projections and Analysis on Household Information Using Microsimulation Model*," ESTRELA no 14. (in Japanese)
- Hanada, K. and others, 1980, "*Projections of Public Pension Using Household Model*," Quarterly of Pension Research no 8. (in Japanese)
- Harding ed., 1996, *Microsimulation and Public Policy*, North Holland.
- Inagaki, S., 1986, "An Analytical Model on Household and Family via Micro Simulation (INAHSIM)," *Bulletin of the Institute of Actuaries of Japan*, Volume 39, pp89-188. (in Japanese)
- Inagaki, S. and Matsuda, Y., 2003, "Population and Socio-Economic Structure Simulation using Micro Data," *Bulletin of the International Statistical Institute 54th Session Proceedings*, CD-ROM, International Statistical Institute.
- National Institute of Population and Social Security Research, 2002, "*Population Projections for Japan: 2001-2050, With Long-Range Population Projections: 2051-2100*," Research Series No. 303. (in Japanese)
- Orcutt, G., M. Greenberg, J. Korbelt and A. Rivlin, 1961, *Microanalysis of Socioeconomic Systems: A Simulation Study*, New York, Harper and Row.
- Zaidi and Rake, 2001, "Dynamic Microsimulation Model," *SAGE Discussion Paper no.2*, London School of Economics.

母子世帯の経済状況と社会保障

阿部 彩

大石亜希子

(国立社会保障・人口問題研究所)

1. はじめに

日本の母子世帯数は、2003年11月には122.5万世帯に達した(厚生労働省2005)。母子世帯は過去30年間でほぼ倍増しており、しかも1990年代以降、増勢が強まっている。

こうした中で、母子世帯への社会保障政策は、従来の経済的支援を中心とする施策から就労による自立を支援する施策へと大きく転換しつつある。2002年8月には児童扶養手当制度の改正が行われ、手当の受給対象となるための所得制限限度額が引き下げられるとともに、所得に応じて給付額を段階的に減額する措置が導入された。2003年4月には、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が施行され、児童扶養手当の受給が5年を超えた後は給付を一部減額できる措置が導入された¹。また、今回は実施が見送られたものの、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」においても母子加算の見直しが検討された。

これら一連の動きは、母子世帯に対する福祉政策に就労インセンティブを盛り込み、福祉依存からの脱却を促進しようとするアメリカやイギリスなどの動きに類似している。例えばアメリカの場合、母子世帯を主な対象とする要扶養児童家庭扶助(Aid to Families with Dependent Children: AFDC)の受給者数の増加と受給期間の長期化が1990年代初頭には大きな問題となっていた。寛大すぎる給付が母子世帯の母親の就労意欲を低下させ、かえって自立を阻んでいるという批判が高まり、1996年にはそれまでのAFDCに替わって厳しい就労要件と受給期間の制限を伴う貧困家庭一時扶助(Temporary Assistance for Needy Families: TANF)が導入されたのである。

しかし、日本と欧米諸国を比較する上では、母子世帯の状況が大きく異なることに注意しなければならない。まず第1に、日本の母子世帯の就労率は先進諸国の中で突出して高い。日本の母子世帯の母親(20~59歳)の就労率は、1990年代を通じて85%前後を維持しており、イギリス(1990年、41%)、ドイツ(1992年、40%)、スウェーデン(1994年、70%)など先進諸国を大幅に上回っている(Bradshaw et al 1996)。このように就労率が高いにも関わらず、経済状況が悪いことが日本の特徴なのである²。

したがって、母子世帯への社会保障政策を見直すにしても、少なくとも日本において福祉依存といえるような状況があるのかどうかを確認しておく必要がある。ところが筆者の知る限り、児童扶養手当と母子世帯の母親の就労や所得の関係について実証的に分析したものはこれまでなかった。

そこで本稿では、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の個票に基づき、母子世帯の経済

状況を明らかにするとともに、児童扶養手当と母親の就労の関係について分析を行う。母子世帯に関する統計調査としては、厚生労働省が5年ごとに実施している「全国母子世帯等調査」が知られている。しかし同調査は母子世帯だけを対象としているために一般の有子世帯との比較ができないうえ、集計表しか公表されていないので所得などについて詳しい情報が得られない。その点、本稿で用いる「国民生活基礎調査」の個票では、一般の有子世帯との比較や、これまで知られていなかった母子世帯の所得分布の特徴を把握することが可能である。

本稿の構成は以下のとおりである。2では分析対象とする「母子世帯」の定義を説明した後、母子世帯の経済状況について検討する。3では児童扶養手当と母親の就労や稼働所得との関係について実証分析を行う。4では「国民生活基礎調査」から離別男性のプロフィールをとらえることにより、父親からの養育費徴収強化が可能かどうかを検討する。5は全体のまとめと政策提言である。

2. 母子世帯の経済状況

(1) 母子世帯の定義とデータ

はじめに、本稿における母子世帯の定義を明らかにしておこう。本稿では「20歳未満の未婚の子、その子の未婚・離婚・死別の母親、その他の世帯員を含む世帯」を母子世帯と定義している³。前述した「全国母子世帯等調査」(厚生労働省)は、「父のいない児童(満20歳未満の未婚者)がその母によって養育されている世帯」を母子世帯と定義しており、祖父母など親族と同居しているケースも含んでいる。本稿の定義はこれをほぼ踏襲したものとなっており、以下では母子世帯のうち「母親と子(うち少なくとも一人は20歳未満の未婚者)」のみの世帯を「独立母子世帯」、他の世帯員も含む母子世帯を「同居母子世帯」と呼ぶことにする⁴。

本稿で使用するデータは、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の1989年、1992年、1995年、1998年、2001年の個票である。同調査は調査対象地区の全ての世帯を対象としているため、母子世帯と一般の有子世帯との比較が可能である。また、所得の内訳や税・社会保険料負担、世帯員の状況についても詳細な情報が得られることが特長となっている。

(2) 増加する母子世帯

「全国母子世帯等調査」(厚生労働省)から日本の母子世帯数の長期的な推移を見ると、1967年を底として増加に転じ、2003年には調査が始まって以来最多の122.5万世帯に達している⁵。とくに1990年代以降の増加が顕著で、5年前の前回調査(1998年)からは28.3%の大幅な増加となっている。母子世帯となった理由については、戦後しばらくは死別が大半を占めていたが、第一次石油ショックに見舞われた1973年頃から離婚のウエイトが拡大し始め、今日では離婚が8割を占めるに至っている(図1)。

少子化により、子供のいる世帯は総数で減少しているにもかかわらず、母子世帯が増加

しているということは、子供のいる世帯に占める母子世帯の比率が上昇していることを意味する。これを確かめるために、「国民生活基礎調査」の個票から 20 歳未満の子供のいる世帯全体に占める母子世帯の割合（母子世帯率）を試算すると、1989 年には 4.8%であったものが、1998 年には 5.5%、2001 年には 6.5%へと上昇している（表 1）。子供数ベースでも、4.2%(1989 年)から 5.8%(2001 年)に上昇しており、子供 17 人につき一人は母子世帯で育っていることになる。このように、母子世帯はいまや特殊な世帯形態ではなくなっている。

（3）独立母子世帯と同居母子世帯の特徴

次に、表 1 から独立母子世帯と同居母子世帯の特徴をとらえてみよう。近年は母子世帯に占める同居母子世帯の割合が増加している。独立母子世帯と比べると、同居母子世帯は母親の年齢が若く、幼い子どもを抱えている割合が高く、就労率が低い。すなわち、幼い子どもがいるために就労が困難であったり、子どもの世話をしてくれる人が必要となったりすることが、親族と同居する理由になっていると考えられる。

さらに、住居費負担を軽減できることも、親族と同居する場合の大きな利点である。表 2 で示すように、独立母子世帯と同居母子世帯とでは、持ち家率に顕著な差がある。同居母子世帯の 8 割以上は持ち家に住んでいるのに対し、独立母子世帯の持ち家率は 25%（2001 年）に過ぎず、民間や公営の賃貸住宅に住む割合が高い。同居母子世帯の多くは、親など親族の所有する持ち家に住んでいるのだとみられる。

ただし、親族と同居しているからといって経済的に問題がないわけではない。表 2 の中段には、世帯規模の違いをコントロールするために、世帯所得を等価尺度（ここでは世帯員数の平方根）で除した等価世帯所得を示している。等価世帯所得は、それぞれの世帯形態に属する世帯員の生活水準を表していると考えられるが、非母子世帯を 100 とすると、独立母子世帯の等価世帯所得は平均で 47、同居母子世帯も 72 に過ぎない。すなわち、母子世帯の子どもの生活水準は、親族と同居している場合であっても、一般の子どもより格段に低い。ここでの世帯所得には、後述する児童扶養手当などの社会保障給付も含まれており、そうした給付を含めてもなお格差が大きいことは注目される。

金融資産についても同様である。独立母子世帯の半数は 50 万円以下の貯蓄しかもたず、31%は貯蓄が全くない。同居母子世帯は世帯規模が大きいだけに独立母子世帯よりも金融資産は多い傾向にあるが、それでも半数は貯蓄額 250 万円以下であり、20%は貯蓄が全くない。非母子世帯のうち、貯蓄なしの世帯の比率は 11%にとどまることと比較すると、母子世帯は独立・同居を問わず金融資産が少ないといえる。

（4）稼働収入の動向

母子世帯の収入のうち、大きな部分を占めるのは母親自身の稼働収入で、世帯所得の 7 割から 8 割を占めている。日本の母子世帯の母親の就労率（20～59 歳）は、独立・同居を

問わず 1990 年代を通じて 85%前後を維持しており、非母子世帯の母親の就労率（2001 年で 51.3%）より 30%以上高い。

その一方で、従業上の地位についてみると、近年は非正規就労の割合が拡大している（図 2）。非正規就労の増加は、母子世帯の母親に限らず女性全体に観察されることではあるが、母子世帯の母親の場合、2003 年には臨時・パートタイマーの割合が常用雇用者を上回っている。

結果として、母子世帯の母親の稼働収入の水準は低く、しかも 1990 年代半ばから低下している。表 3 は、母子世帯の母親のうち、稼働収入がある者についてその中央値をみたものである。独立母子世帯の母親の稼働収入は、実質額でみて 1995 年の 194 万円から 2001 年の 168 万円へと 26 万円減少しており、同居母子世帯の母親の稼働収入は、同期間に 223 万円から 189 万円へと 34 万円減少している。

中央値からは全体の分布が把握できないので、1995 年以降の稼働収入の分布状況をカーネル密度推定でとらえたものが図 3 である。カーネル密度推定は平滑化の一手法で、緩やかな仮定のもとにデータの形状を把握することができる（シモノフ 2003）。ここから観察される動きとしては、第 1 に、独立母子世帯・同居母子世帯のどちらについても、年間稼働収入が 300 万円から 600 万円の中所得層が縮小している。第 2 に、1995 年時点では、同居母子世帯の中に年間稼働収入が 600 万円を超える高所得層が存在していたが、2001 年になるとほぼ消滅している。第 3 に、独立母子世帯では、年間稼働収入が 130 万円から 300 万円未満の層と 130 万円未満の層が拡大している。一方、同居母子世帯では、年間稼働収入が 50 万円に満たない層が顕著に拡大している。すなわち、独立母子世帯の稼働収入の低下は中所得層の縮小と低所得層へのシフトによってもたらされているのに対し、同居母子世帯の稼働収入の低下は中所得層の縮小と無収入層の増加によってもたらされている。

なお、独立母子世帯のうち稼働収入が特に低い層には、被保護世帯が少なからず含まれているものとみられる。生活保護の動向編集委員会編（2004）によると、2002 年に生活保護を受給した母子世帯（独立母子世帯に該当）は 75,097 世帯あり、母子世帯における世帯保護率は 11.2%となっている。つまり、独立母子世帯のほぼ 10 分の 1 は生活保護を受けていることになる。ただし、これらの被保護母子世帯のうち 48%（2002 年）は何らかの勤労収入があり、仕事からの収入だけでは最低生活費に達しない分について生活保護から給付を受けているとみられる。

3. 社会保障給付と母親の就労

（1）児童扶養手当の概要

母子世帯に対する社会保障を通じた公的支援としては、児童扶養手当、死別母子世帯に対する遺族年金、困窮世帯に対する生活保護など様々な施策がある。しかし、施策の対象者数が最も多いという点では、児童扶養手当が筆頭といえよう。

児童扶養手当は、所得制限限度額を下回る母子世帯（または養育者）を対象とする現金

給付である。給付額は世帯の所得水準によって異なり、1ヵ月当たり41,880円(2004年度、2人目はこれに5,000円の加算、3人目以降は1人あたり3,000円の加算となる)を限度として段階的に決定されている。児童扶養手当制度の沿革をみると、所得制限は徐々に厳格化されてきた。設立当初の児童扶養手当は、単一の所得制限に基づく定額給付となっていたが、1985年の改正により、所得制限は2段階に分けられ、これに応じて給付額も全部支給と一部支給の2種類となった。この2段階制度は2002年まで続くが、その間17年にわたって、全部支給の対象となる所得制限限度額はほぼ据え置かれた。その一方で、一部支給の限度額は1997年に大幅に引き下げられている(母と子1人の2人世帯の場合、前年の年収が407.8万円から300万円へ引き下げ)(図4)。

2002年の改正では、所得に応じて給付額を段階的に減額する措置が導入され、全部支給の所得制限限度額は年収204.8万円から130万円に引き下げられた(母と子1人の2人世帯の場合)⁷(図5)。また、父親からの養育費の80%を所得として算入し、寡婦控除・寡婦特別加算を所得控除の対象からはずすなど、支給要件がより厳しくなっている。さらに2003年4月には、児童扶養手当の受給期間が5年を超えると給付の一部減額を可能とする措置が導入された。このように児童扶養手当は、選別的かつ限定的な制度になりつつある。

2004年1月時点で、全国では89万人が児童扶養手当を受給しており、うち56万人(63%)が全部支給の対象者である。全部支給者数は2001年に64万人に達していたが、所得制限限度額の引き下げに伴い2002年には52万人へと減少した。しかし2004年には再び増加に転じている。

(2) 実証分析の枠組み

2002年の「母子家庭等自立支援対策大綱」(厚生労働省)では、母子福祉政策の大きな転換が行われた。すなわち、従来の児童扶養手当を中心とする恒常的な経済支援から、就労による自立支援へと政策の重心を移し、父親からの養育費の支払いを強化するとともに、児童扶養手当など金銭的な公的支援は母子世帯となった直後の数年に限定していくという方向性が打ち出されている。

これらの新しい施策は、「福祉から就労へ」を標語に進められた1990年代のアメリカやイギリスの福祉改革と多くの共通点を持っている。ただし、前述したように日本の母子世帯の母親の就労率は国際的に見ても高く、こうした状況のなかで新しい施策が効果を上げうるかどうかは優れて実証的な問題である。そこでこの節では、2002年改正以前の日本において、欧米に見られるような福祉依存が存在していたかどうかを確認するため、児童扶養手当と母親の就労や稼働所得との関係について分析を行う。

使用するデータは、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の1995年、1998年、2001年の所得票の個票である⁸。これら3時点の個票をプールしたデータセットを作成し、そこに含まれる母子世帯(独立・同居とも)の母親1,834人を分析対象とする。サンプルの内訳は1995年が640人、1998年が567人、2001年が627人である。3時点とも2002年の改正

前なので、児童扶養手当の給付体系は全部支給と一部支給の2段階に分けられており、対象期間中、全部支給の所得制限限度額はほぼ据え置かれていた。その一方で、一部支給の所得制限限度額は1997年に大幅に引き下げられている。この1997年改正が母親の就労や稼働所得に影響を及ぼしていたかどうかを検討することが、本分析の目的である。

もし、アメリカやイギリスで言われているように、福祉給付の支給要件が緩いことが母親の就労意欲を阻害しているのであれば、児童扶養手当の所得制限限度額と母親の就労率や稼働収入との間には負の相関関係があることが予想される。本分析では、支給条件の変更時期を含んだ3時点のデータセットを用いることで、この仮説を検証したい。

具体的には、二つのモデルを推定する。一つめのモデルでは、母親が就労している場合に1、不就労の場合には0となるダミー変数を作成し、それを被説明変数として就労行動に児童扶養手当が及ぼす影響をプロビット・モデルから把握する。説明変数は、児童扶養手当の所得制限限度額、およびそれと年次ダミーのクロス項、母親自身の属性や労働市場の需給状況（完全失業率）である。

(就労=1, 不就労=0) = Probit (上限収入、1998年ダミー×上限収入、2001年ダミー×上限収入、1998年ダミー、2001年ダミー、母親の年齢階層ダミー、年・都道府県別完全失業率、同居ダミー、配偶関係ダミー、他の世帯員収入、就学前児童数)

ここで説明変数に含めている上限収入とは、その限度内の収入（税込み）であれば児童扶養手当の全部支給や一部支給を受けることができる金額を意味している。注意が必要なのは、児童扶養手当の所得制限限度額は、収入から諸控除を差し引いた後のものとして設定されていることである。本稿では個票の情報に基づき、それぞれの母子世帯について扶養関係や諸控除の金額、その他の収入（仕送り・養育費など）の金額を推計して所得制限限度額を計算した。

二つめのモデルでは、母親の稼働収入を被説明変数として、上述したモデルと同様に所得制限限度額が稼働収入に及ぼす影響を把握する。なお、「国民生活基礎調査」所得票における稼働収入は調査前年のものであり、前年に就業していなかった者については稼働収入のデータが得られない。こうした場合、稼働収入が観察可能なサンプルだけを用いて通常の最小自乗法を推定すると、推定された係数にはバイアスが生じることが知られている。そこで、一つめのモデルで使用したのと同じ説明変数を用いて前年の就労・不就労状態をプロビット・モデルで推定し、得られたセレクション項（逆ミルズ比）を最小自乗法の説明変数に含めて推定するという Heckman(1976)の二段階推定法を適用する。

(3) 推定結果

推定結果は表4にまとめてある。はじめに、就労と児童手当の関係についてみると、所得制限限度額やその1998年ダミーとのクロス項は有意ではない。また、所得制限限度額と

2001年のクロス項の係数は有意にプラスとなっている。このことは、日本では福祉と就労が二者択一の代替関係にあるのではなく、児童扶養手当と就労は補完関係にあることを示唆している。ただし、給付が就労に与える影響は小さく、一部支給の所得制限限度額の10万円引き上げ(引き下げ)は母親の就労率を0.7%ポイント上昇(低下)させるに過ぎない。母子世帯の母親はもともと就労意欲が高いため、限度額の変更が就労意欲に及ぼす影響は軽微であるのだと考えられる。

他の変数についてみると、母親の年齢が高いほど、就学前児童数が多いほど、就労率は低い傾向にある。これは中高年女性や幼児のいる母親の就職困難を考慮すると納得できる結果である。また、完全失業率の1%ポイント上昇は、母親の就労率を3%ポイント低下させるなど、かなり大きい影響をもっている。配偶関係についてみると、離別した母親は死別した母親と比較して8%ポイントほど就労率が高い。離別母子世帯は死別母子世帯と比較して資産などの点でより不利な状況にあり、所得ニーズが高いことが影響しているとみられる。同居母子世帯であることは、独立母子世帯と比べて就労率に有意な差を生んでいない。

なお、所得制限限度額を一部支給の対象ではなく全部支給の対象に変更して推定しても、以上の結果に大きな違いは生じなかった。

つぎに、稼働収入関数の推定結果についてみると、説明変数に従業上の地位を含めたモデルと含めないモデルの両方を推定したが、所得制限限度額は稼働収入に有意な影響を及ぼしていない(表5)。稼働収入の多寡を左右するのは、年齢、そして従業上の地位である。つまり、母子世帯の母親が仕事からどれだけの収入を得るかは、一般の常用雇用者であるか、1年未満の契約雇用者であるかといった雇用形態、そして企業規模によってほとんど決まってしまうことを意味している。児童扶養手当が受給できる範囲内に就労調整や所得調整をするといった行動は、この分析結果からは示されていない。

以上の実証結果をまとめると、児童扶養手当が就労意欲を阻害しているという仮説は支持されない。母親の就労率は失業率に大きく影響されているため、マクロの雇用情勢が改善しない状況で支給条件を厳格化させたり、支給期間に制限を設けたりしても、「自立」促進にはつながらないばかりか、母子世帯の子どもを経済状況を悪化させる恐れがある。

4. 離別男性のプロフィール

2002年の改革では、別れた父親からの養育費の徴収強化が重視されている。日本の離別母子世帯のうち、養育費を受け取っている世帯は全体の17.7%に過ぎない(厚生労働省2005)。父親の扶養責任の強化は母子世帯の経済状況を改善する上でも重要なポイントであるが、これらの父親はどのような属性の持ち主なのであろうか。

これを探るために、2001年「国民生活基礎調査」の個票から離別男性の特徴を有配偶男性や未婚男性と比較してまとめたものが表6である。なお、同調査では離別した子供がいるかどうかは不明な上、離別男性が再婚している場合には「有配偶」に分類されるため、

必ずしも母子世帯の子どもの父親のプロフィールと一致しているわけではないことに注意が必要である。

主な特徴としては、第1に、無業者の比率が10.2%と顕著に高い。就業している場合でも、1年未満の契約雇用者や中小企業の雇用者として働く割合が高く、大企業や官公庁勤務者の比率は低い。第2に、公的年金に加入していない者が12%いる。加入している場合でも、第2号被保険者の割合が有配偶者と比較して低く、国民年金の第1号被保険者である割合が高い。第3に、持ち家率が低く、民間や公的な賃貸住宅に居住する割合が高い。これらの特徴を考え合わせると、「離婚」が経済状況の悪い夫婦で生じがちであることが示唆される（日本労働研究機構 2003）。

したがって、養育費の徴収を強化することは重要であるものの、現実には徴収が困難なケースも一定割合で生じることを前提に母子世帯への支援策を構築する必要があるだろう。また、2007年から離婚の際の年金分割が可能となるが、離別した父親が被用者年金に加入していない場合には母子世帯に恩恵が及ばないことにも注意が必要である。

5. 母子世帯に対する社会保障政策の今後

本稿では、「国民生活基礎調査」の個票に基づき、母子世帯の経済状況を明らかにするとともに、児童扶養手当と母親の就労の関係について分析した。その結果、収入や資産などの点で母子世帯と一般の子どものいる世帯との間には大きな格差があることが明らかになった。また、母親の就労と児童扶養手当の関係について実証分析をした結果では、福祉給付が就労意欲を阻害しているといった、アメリカやイギリスで言われている関係は認められなかった。むしろ分析結果からは、児童扶養手当は母親の就労と補完的な関係にあることや、母親の稼働所得は非正規雇用者か常用雇用者かといった従業上の地位によってほとんど決定されていることが示された。最後に、離別男性のプロフィールを分析したところ、離婚が経済状況の悪い夫婦で生じがちであることや、父親自身の低所得により、養育費の徴収が困難なケースも一定割合存在することが示唆された。

これらに基づき、母子世帯に対する社会保障政策のあり方を考察すると以下のようなポイントが指摘できる。

第1に、母子世帯のほとんどが就労している事実を踏まえると、わが国の母子世帯に対する公的現金給付は、就労を代替するものではなく、母子世帯の稼働収入の低さを補完し、母子世帯の経済的困窮を緩和するものと位置付けられるべきである。

第2に、母子世帯の経済的困窮は必ずしも母子世帯になった直後の一時的なものとはいえ、支給期間に制限を設ける措置の導入は現状では望ましくない。本稿の実証分析が示すように、日本の母子世帯の稼働所得の低さは、福祉依存に起因するものではなく、母子世帯の母親を含めて女性一般の就業機会が「長時間仕事をしても賃金が低く、低い勤労収入しか得られ」（日本労働研究機構 2003, p.14）ないような仕事に限定されていることに由来する面が強い⁹。こうした仕事の多くは長年勤続しても賃金上昇が見込めないものであり、

児童扶養手当の減額や打ち切りなどのペナルティを与えても、それが経済的自立の促進につながるかどうかは疑わしい。

第3に、子どもの「育ち」を保障するという観点から母子世帯に対する施策を構成する必要がある。子どもが健全に成長するには、経済的な基盤と適切なケアの両方が必要である。母親の就労を通じて経済基盤の確保を追求することは重要ではあるものの、母子がふれあう時間を確保することや、母親が不在の間も子どもが適切なケアを得られるような体制を社会的に整備することもまた重要である。就学前児童についてはこれまで保育所が大きな役割を果たしてきたが、学齢期以降の子どもについても放課後児童対策の充実やファミリー・サポート・センターの活用などによるケアの確保が望まれる。

最後に、今後の課題について述べたい。本稿の分析はデータの制約から2001年までにとどまり、2002年改正が母親の就労にもたらした影響を把握することができなかった。改正前後のデータを比較することで、マクロの雇用情勢の影響と切り離した形で制度改正の影響をとらえることが必要である。また、離別による母子世帯の発生には学歴や出身家庭の低所得が関わっている可能性が近年の研究で指摘されているが(日本労働研究機構 2003)、所得格差の拡大や社会の階層化が懸念されている今日、こうした観点から貧困の再生産が起こっていないかを検討することも考えられよう。

参考文献

- 城戸喜子(1985)「母子世帯と生活保護(I)」『季刊社会保障研究』Vol.21.3, 1985.12, pp.247-261.
- 城戸喜子(1993)「女性の自立と社会手当」『女性と社会保障』社会保障研究所編, pp.219-246.
- 厚生労働大臣(2003)「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」、厚生労働省告示第百二号、2003年3月19日。
- 厚生労働省(2005)「平成15年度全国母子世帯等調査結果」。
- 篠塚英子(1992)「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』No.22, 1992.3, pp.77-118.
- 下夷美幸(1993)「母子家庭への社会的支援」『女性と社会保障』社会保障研究所編, pp.247-266.
- シモノフ、ジェフリー S. (2003)『平滑化とノンパラメトリック回帰への招待』(竹澤邦夫・大森宏訳) 農林統計協会。
- 日本労働研究機構(2003)『母子世帯の母への就業支援に関する研究』。
- Tokoro, M. 2003. "Social Policy and Lone Parenthood in Japan: A Workfare Tradition?" *The Japanese Journal of Social Security Policy* 2(2):45-58.

1 児童扶養手当の受給期間5年経過後は、2分の1を超えないことを限度として減額が可能となるが、その割合は就労支援策の進展状況等を踏まえて定められ2008年度から適用される。

2 城戸(1985、1993)、篠塚(1992)、下夷(1993)、厚生労働省(2005)、日本労働研究機構(2003)、Tokoro(2003)などの参考文献を参照。

3 「国勢調査」、「国民生活基礎調査」で定義される母子世帯は、母と未婚の子のみの世帯である。

4 また、母と未婚の子のみの世帯であっても、子の一人が20歳以上の場合は「母子世帯」には含まない公刊統計もあるが、本稿では子の一人が20歳未満の場合は他の子(未婚)が同じ世帯内に存在していても母子世帯とみなすことにする。この場合、母親と子のみからなる世帯の場合は「独立母子世帯」となる。

5 同調査によると、2003年の父子世帯数は17.4万世帯である。

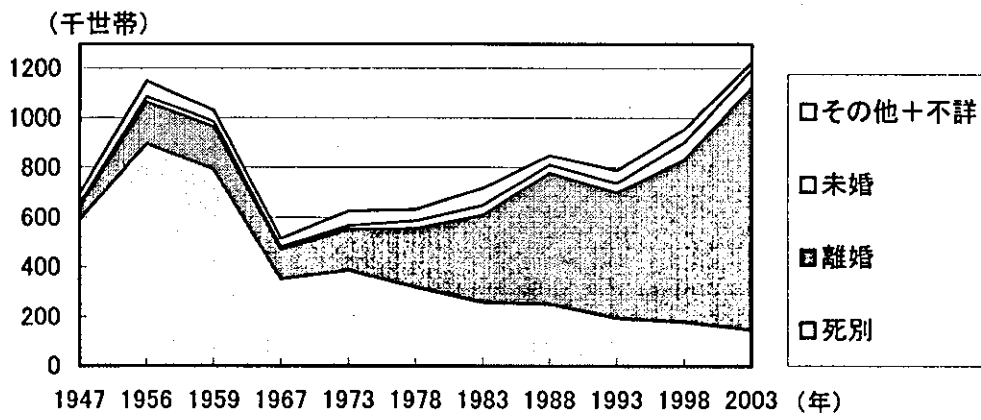
6 生活保護統計における母子世帯は、「配偶者がいない18～60未満の女と18歳未満の子のみの世帯(単独母子世帯)」と定義されている。そのため、同居母子世帯は生活保護統計の中では「その他世帯」と分類されているため、世帯数は公刊統計からはわからない。母子世帯における生活保護率は、母子世帯の総数(厚生労働省「国民生活基礎調査」による母子世帯数の推計値)を分母とし、生活保護統計で母子世帯と分類される世帯数を分子とする率である。

7 2002年度の改正後の児童扶養手当の手当額の算出方式については、第3章を参照。

8 本稿で使用した「国民生活基礎調査」は、総務省統計局長の承認(総統審第31号)を得たものである。再集計作業は阿部が担当した。

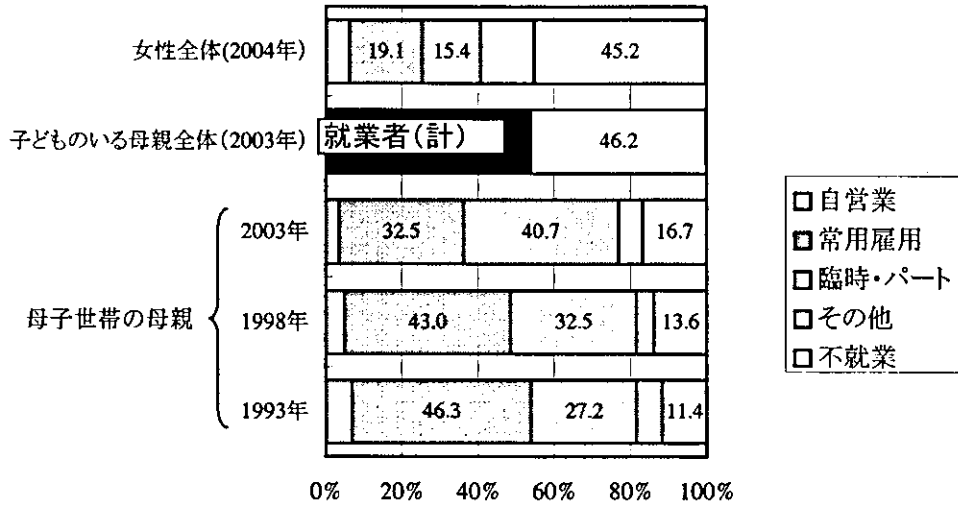
9 政府もその基本方針において母子世帯が「より良い就労」を得るための支援を重要視している(厚生労働省告示第百二号)。

図1 母子世帯となった理由別、母子世帯数の推移



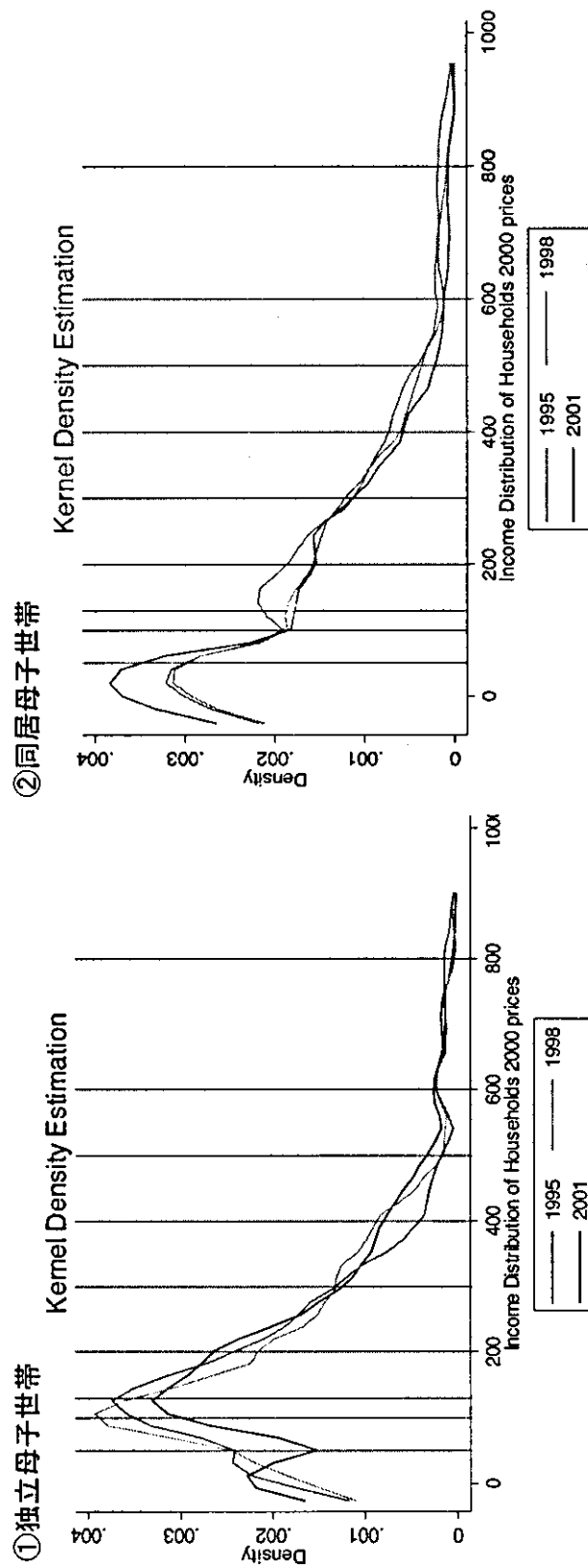
出所: 「全国母子世帯等調査」(厚生労働省)各年版.

図2 母子世帯の母親の就労状況



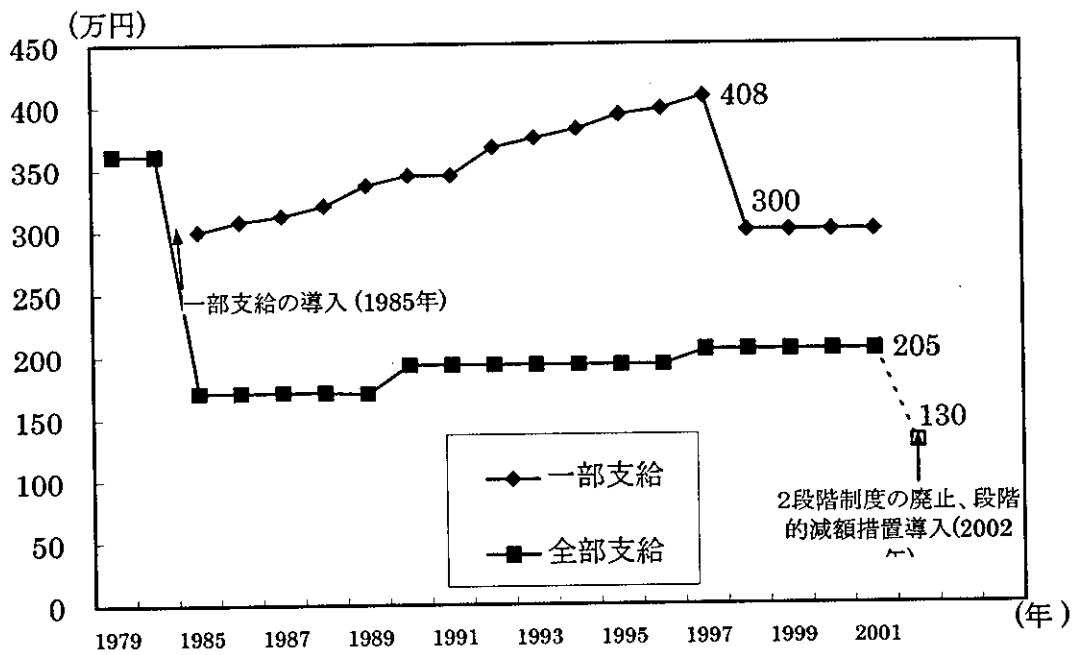
出所：「全国母子世帯等調査」(厚生労働省)、「労働力調査」(総務省統計局)。

図3 母親の稼働収入カーネル密度推定



注：稼働収入は消費者物価指数で2000年価格に実質化している。
 出所：「国民生活基礎調査」(厚生労働省)から筆者作成。

図4 児童扶養手当の所得制限限度額の推移(2002年改正以前)



注: 母と子1人の2人世帯の場合の前年年収。

図5 改正後の児童扶養手当

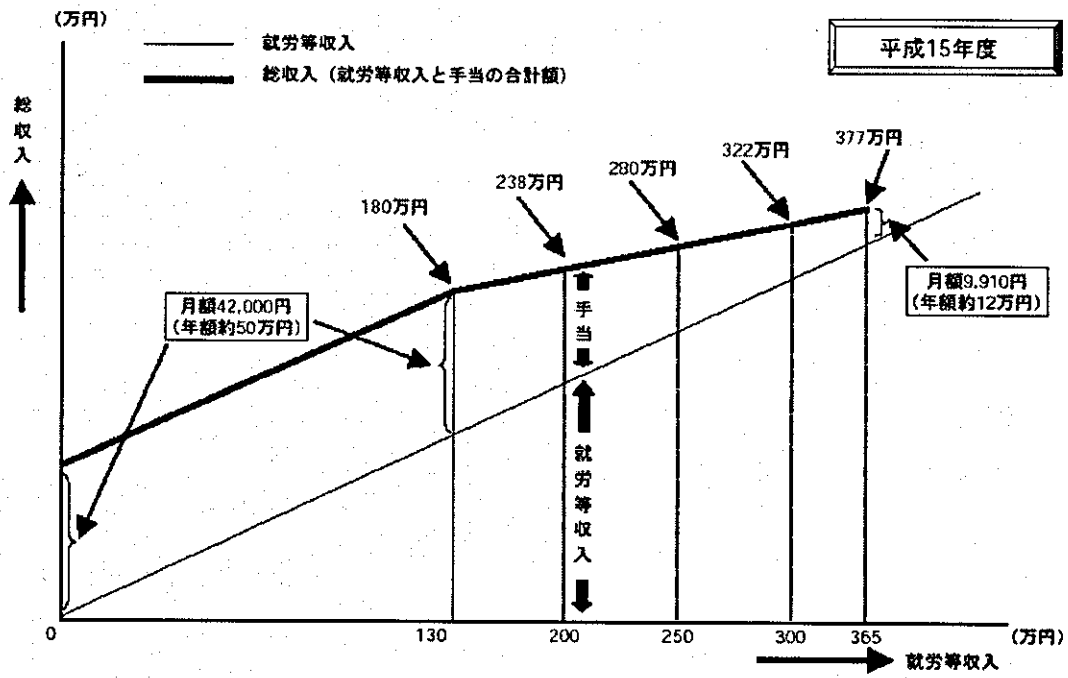


表1 母子世帯の特徴

	年	1989	1992	1995	1998	2001
母子世帯率						
世帯数ベース		4.8%	4.6%	5.1%	5.5%	6.5%
子供数ベース		4.2%	3.9%	4.3%	4.8%	5.8%
母子世帯に占める						
同居母子世帯の割		25.4%	27.6%	28.4%	30.1%	31.4%
母親の年齢(歳)						
独立母子世帯		40.6	40.9	40.2	39.7	39.4
同居母子世帯		41.4	41.9	41.1	40.7	40.3
		38.5	38.4	38.0	37.6	37.3
6歳以下の子供あり						
独立母子世帯		21%	20%	24%	29%	32%
同居母子世帯		18%	17%	21%	25%	28%
		30%	28%	33%	36%	39%
母親の就労率						
独立母子世帯		90.2%	89.5%	88.3%	86.5%	86.3%
同居母子世帯		87.0%	86.1%	81.7%	83.9%	83.1%

出所:「国民生活基礎調査」(厚生労働省)より筆者作成.

表2 母子世帯の資産・所得状況(2001年)

	独立母子世帯	同居母子世帯	(参考) 子どものいる世帯 (非母子世帯)
住居の状況 (%)			
持ち家	24.9	82.3	42.9
民間賃貸住宅	39.5	9.7	30.1
給与住宅	1.1	0.2	0.8
賃貸公営住宅	27.9	6.2	21.1
借間・その他	6.7	1.5	5.1
等価世帯所得(万円)			
中位数	125	227	314
平均	165	252	349
標準偏差	(151.1)	(214.5)	(223.4)
貯蓄の状況(万円)			
中位数	50	250	300
平均	337	708	640
標準偏差	(899.5)	(1213.3)	(1231.6)
貯蓄なし世帯の割合	30.6%	20.0%	10.8%

注：等価世帯所得は、世帯所得を世帯員数の平方根で除したもの。所得は前年のものである。
出所：「国民生活基礎調査」(厚生労働省)より筆者作成。